

## 長野市農業委員会 第4回総会議事録

- 1 日 時 令和5年5月31日(水)  
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後4時32分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員  
1番 阿部 孝二                      2番 北村 守                      3番 駒村 保幸  
4番 青木 保                      5番 久保田清隆                      6番 野池 久  
7番 長谷部 孝                      8番 小池 知永                      9番 渡邊 美佐  
10番 小林 清男                      11番 清水 貢                      12番 鈴木啓佐利  
13番 奥山 雅茂                      14番 山本 忠宏                      15番 祢津 光博  
16番 北澤 万正                      17番 横山 幸季                      18番 高木喜久夫  
19番 曾根 信一                      20番 花見ひとみ                      21番 近藤 利章  
22番 宮崎 治夫                      23番 善財 良治                      24番 佐藤 隆  
25番 和田 修
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 上田 哲夫                      主 幹 熊井 孝夫                      事務局長補佐 松橋 泰  
事務局長補佐 笠井 英明                      係 長 曾根 明美                      係 長 駒村貴久美  
係 長 倉島 友美  
農業政策課  
課長補佐 神田 峰雄                      係 長 小林 治毅                      主 査 高澤 佑貴  
主 事 相澤 巧基
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について  
議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取について  
議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について  
議案第44号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第45号 非農地決定について  
報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第13号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について  
議案第 46 号 地域計画について

曾根会長代理 定刻前ですが全員お集まりですので、これから総会を開会したいと思います。本格的な農作業が始まっておりますが、トラクターの事故、脚立の転落等無いように農作業事故に注意していただきたいと思います。

第 4 回総会にご出席をいただきありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。

はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。コロナも落ち着きましたので、全員で行いたいと思います。お手元に農業委員会憲章をお配りしておりますのでご起立をお願いします。私が、1 行目の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いいたします。

**【農業委員会憲章唱和】**

曾根会長代理 ありがとうございます。ただ今から、第 4 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員 25 名中 24 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。議席番号 22 番、宮崎治夫委員が若干遅れますので、よろしく願いいたします。あいさつですが、はじめに、青木会長よりお願いいたします。

青木会長 みなさん、ご苦労さまでございます。第 4 回の総会にご参集いただきまして、ありがとうございます。非常にお忙しい時期で、朝早くから、夜遅くまで農作業に従事されているのではないかと、いうふうに思います。私のほうからは、いろんな報告を兼ねながら、ごあいさつにさせていただきます。

一つは、「農地のつぶやき 2」のところに書かれているわけですが、その前に、昨日、東京の文京区の文京シビックホールにおきまして、5 年度の全国農業委員会会長大会がございました。これは 1 年間に 1 度、全国の農業委員会の会長が集まる、いわば 1 年間の方針だとか重要なことを決定する会議でございますけども、全部で約 1,700 名の農業委員会の会長、長野からは今回 75 名ほど参加をさせていただいた。長野市を代表して、私が参加をさせていただきました。

大きなスケジュールとしては、午後約 2 時間、大会を行いました。その後、衆議院の議員会館におきまして、長野県選出の国会議員の先生がた、昨日は全部で 11 名の方が参加しておりまして、具体的な課題についての要望内容等を聞いて、先生がたにお願い

をしたということ。その後、5時半からですかね。議員会館の食堂で、先生がたと、私ども会長たちが懇談会をということで、おおむね7時ぐらいまで議論を行いまして、無事、帰ってきました。

一番大事なものは、大会で、じゃあ、何をという話ですけど、詳細につきましては、またあらためて資料等お配りをさせていただきます。昨日の今日なんで、まだ準備できてない。一番、今、課題となっている、政府国会では食料・農業・農村基本法というものを見直しましょうということで、農水省中心に、国会でもそれぞれの委員会で検討してるわけでございますけども、そのいわゆる検討に向けて、われわれが今いくつか課題を抱えておりますので、その課題をぜひ基本法の中に入れてほしいという内容を大会の中で確認をし、それぞれ国会議員の先生がたに進言を申し上げたという内容でございます。

大きく一つは、食料安全保障とあるべき農業・農村の姿という形で、特に、食料安全保障の位置付けをもうちょっと明確にしてほしいと。最近、自給率のことで、パンデミックだとか、それから、ウクライナの問題とかそういった中であって、いわゆる非常時とはどういう状況なのかと。それから、平常時はどうだと。その辺についてをもうちょっとはつきりさせたほうがいいんじゃないかと。その辺が、まだ、今のたたき台では非常に不明確な点が多いということも一つあります。二つ目は、水田農業を基本とした食料安全保障というのをもう一回、きちんと見直すというか確立したらどうかということです。お米の可能性の追及をもっとしましょうよということです。

二つ目は、多様な農業を担うものの共存ですね。今までは集積集約ということを大前提で動いてきましたけども、いわゆる専業でやられる農家さんと、それから、兼業でやられる農家さん、さらには、半農半Xで農業を支えてる皆さん、それぞれが目的を持って農業をやっておりますんで、その位置付けはそれぞれきちんと確保したほうがいいんじゃないかというような課題。

それから、さらには日本型の直接支払制度っていうことについても、もう一度きちんと制度的に見直しをする必要があるんじゃないかということです。特に、食料供給はもう当然なんですけども、例えば文化の伝承だとか景観、レクリエーション等の文化的機能なんかも多面的機能の一つとして農業に求めるというようなこともきちつとしましょうよということです。

あと、今、話題になっています太陽光発電ですよ。昨日も、全国大会の中でも、ある県の会長からもお話あったんですけども、非常に投機的なことを目的に、不動産さんが本来あってはならないような農地の使い方をして、太陽光発電を取り付けている

と。いわゆる青字の第1種のところで、営農型と言いながらも実際にはほとんど営農型になってないというようなことですね。そういったことも、国としてももう少し。ただ数字等で表すんじゃなくて、法律的にきちっと文面化してくれと。そうじゃないと、農業委員会としての対応が非常に苦慮しているということも、直接、課題として上っているわけです。その辺について法的に整備をしてほしいと。等、まだいくつかたぐさんの項目はあるんですけど、そういった項目について、できるだけ私どもとしては法制化をしてくれと。そうすることによって、徹底もするし、ジャッジについても非常にやりやすくなるということだというふうに思っています。

そんなことで、これから、あらためてまた資料等お配りする機会があるかと思しますので、そのときまたご説明をしますけども、全国農業委員会会長大会があったということ、まずご報告申し上げます。

それから、「農地のつぶやき」をお配りしました。1番目は北部地区調査会さんの企画によります管内研修、約40名の方が参加をいただきました。私、ここにも書きましたけども、非常に今回また内容的にバラエティーに富んでおりまして、めりはりの利いた研修内容じゃなかったかというふうに私自身は感じました。特に、一つ、浅川地区で頑張っておられる●●さんという地域おこし協力隊員の方が本格的にワインの栽培と、それから、ワイナリーを造るということを明言されまして、もういよいよ北部地区でもワイナリーの火が上がるなということで、非常に大きな期待を持ったということです。長沼では、特に●●さんの素晴らしい職員の方の対応。それから、まだ3年そこそこですけども、あれだけの立ち上がった企業としてのすごい力。ああいった面を見ますと、民間企業の活力を使いながら、農業の、特に消費というか食育という面で、もっとわれわれとしても勉強し、それを活用する余地があるなというふうに、またそのように感じました。

裏面にも書いていますけども、残念ながら、今年も遅霜それから降雹で、果樹園等に被害が発生しております。一部の調査会では、現場を関係機関と一緒に確認をされまして、データ等についても一応ご提示はいただきました。私どもとしては、取りあえず今日は、現段階における、私ども長野市農業委員会の範囲における被害状況はどうであるのかということを確認しながら、正直言って、まだこれで、雹等については終わったわけではございません。これから一番怖い時期に入りますんで、状況を見ながら被害状況をまとめ、必要な内容をまとめながら農林部なり、必要においては被害等に対応をお願いするというようなアクションをと

っていきたいというふうに思います。後ほど、事務局からこれについては説明があらうかと思しますので、私のほうではそのぐらいにしておきます。

最後にもう一点は、多分、皆さんがたもご承知かと思えますけれど、農福連携活動というのを今、長野市の農業政策課、具体的には長野市農業公社のほうで取り組んでおります。農家の人手不足と、それから、いわゆる障害者の施設のかたがたとのマッチングですね。そういったことで、何とか人手不足を減らそうということで今やっています。実をいいますと、私のところも今年初めて、須坂の福祉施設の方に来ていただきまして、1週間ほど摘果作業をやっておりました。当然、条件はあります。1日3時間とか。あと、はしごは、すいませんけど基本的にはやめてほしいということで、目通り上までにしてほしいという規制はございますけども、そういった中においても、少しでも助けていただけるということで活用させていただいてますけども、既に、去年だけでもこういう公社のお話を聞きますと、57件のマッチング実績あるということで、もし皆さんがたお問い合わせ等いろいろありましたら、こういった方法で人手不足を少しでも穴埋めしてるということをPRしていただければ、ありがたいかなというふうに思っています。

さて、今日は中間管理事業も含めた経基法の議案もございませぬ。その後、農業政策課さんから地域計画についての対応についてのお話もあります。ちょっと長くはなりますけども、できるだけ効率よく進めていきたいというふうに思いますので、審議のご協力をよろしくお願ひし、私の開会のあいさつとします。よろしくお願ひします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、上田事務局長より、あいさつと連絡事項です。

上田事務局長

こんにちは。事務局長の上田でございます。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、第4回総会にご出席をたまわりまして誠にありがとうございます。私からは、初めに、4月に発生いたしました低温・凍霜害に関係してお話をさせていただきたいと思っております。

4月25日をはじめとする数回の遅霜で、果樹畑に凍霜害が発生をしているといった状況でございます。特に北部地区の長沼・豊野地区や、東部地区の若穂・松代地区でも未結実状態が確認されていると。5月11日には委員さんにも参加をさせていただきまして、長野県長野農業農村支援センター及びJA並びに本市の農業政策課によって、北部地区内の被害状況調査を実施してございます。豊野地区のナシ・リンゴの被害は深刻であり、凍霜ファン

等の凍霜害対策の有無によりまして、被害規模にも大きな違いがあるとのことです。これからも、県や JA など関係機関と密接に連携をとりながら、被害状況の把握に努めてまいります。

次に、市内における降雹被害についてでございますが、5月15日の午後、県内の広い範囲で降りました雹によりまして、松代地区・若穂地区のアンズ・リンゴの実が傷つくなど、農作物の被害が確認をされてございます。低温・凍霜害の状況とともに、こちらにつきましても被害の状況把握に努めてまいります。

続きまして、大雨の関係ですが、市内において5月7日から8日に発生をしました大雨によりまして、信州新町地区・大岡地区・鬼無里地区など市内の広い地域において、道路、河川また農業施設など被害が発生してございます。市民の皆さまへの影響を最小限に食い止めるべく、被災した道路、河川、農業施設などの復旧に向けまして、迅速な対応をしてまいりたいと思います。

最後になりますが、間もなく梅雨入りということになるかと思っております。本市といたしましても、出水期を迎えるに当たりまして、災害から市民の皆さまの安全を確保し、梅雨前線豪雨による土砂災害であったり、毎年、局地的な豪雨や長雨などにより、全国各地でこれまでに経験をしたことがない災害が発生していることなどへの備えとして、知識の向上、また、技術の向上と、しっかりと大規模なそういった災害対応に備えた備えをしてまいりたいと思います。委員の皆さまにおかれましても、人命や安全の確保を前提にいたしまして、気象状況を警戒しながら、農作物や施設の管理といったことをお願いしたいと思っております。

本日はご審議をいただきますものは、農基法関係の議案及び報告が12件、その他業務に係る事項の議案が1件でございます。よろしく申し上げます。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、皆さまがたのご協力をお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦ください。なお、結構、中、暑いので、上着、着ておられる方、脱いでいただいて結構ですので、よろしくをお願いいたします。マスクについては、発言するとき、もし邪魔になればマスク外してもらってもよろしいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号8番小池知永委員及び議席番号9番渡邊美佐委員をお願いいたし

ます。よろしくお願ひします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しましては、議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他に、当事者または関係者となっておられる方がございましたら、お申し出ください。別紙以外でいいですか。

【該当なし】

議 長 それでは、なしとご確認いたしました。別紙のみということですね。次に、議案の訂正の報告を事務局からお願いします。

熊 井 主 幹 事務局の熊井です。どうぞよろしくお願ひいたします。初めに、資料の確認をお願ひいたします。本日お手元にお配りしました資料、そして、既に皆さまのほうにお届けし、本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧表の確認票のとおりでございます。ご確認をお願ひしたいと思います。

また、議案の訂正がございます。初めに、本冊、農地法等の議案第 45 号農地決定について、氏名の訂正がございました。内容につきましては、別紙 A4 半紙で、第 4 回総会農地法等議案本冊訂正表と記載のあるものでございます。本冊の 19 ページ及び 20 ページの、番号 167 番から 182 番の非農地決定の関係でございますけれども、登記簿所有者の氏名欄が違っておりました。●●さんという記載をさせていただいておりますけれども、正しくは、●●さんに訂正をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、農業経営基盤強化促進法等の議案につきましては、地区調査会で一部、資料の差し替えをお願ひしたところでございますが、総会での追加の差し替えがございます。何回も訂正がございますので、ここで担当の農業政策課のほうから関係部分、地区調査会の訂正も含めまして、確認のため、全てひと通り説明をさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思います。

農 業 政 策 課 農業政策課の相澤と申します。私から農業経営基盤強化促進法  
相 澤 主 事 関連の訂正についてご説明申し上げます。お配りしました第 4 回  
総会議案訂正表（農業経営基盤強化促進法関連）総会用の資料を  
ご覧ください。訂正が多くなって誠に申し訳ございません。上の  
3 件の訂正が、地区調査会で差し替えを行ったもの、下の 3 件の

訂正が、本日、総会にて差し替えを行うものになります。

初めに、地区調査会で差し替えをしました議案について、説明申し上げます。一番上から、第4回総会農業経営基盤強化促進法等議案表紙の差し替えに関しまして、後に説明します議案第43号の全部差し替えに伴い、表紙裏面のページ数に修正が生じたことにより、差し替えを行いました。議案第42号の全部差し替えに関しましては、42号議案の備考欄（経基法議案）への追記により差し替えを行いました。議案第43号の全部差し替えに関しましては、議案第42号にて意見聴取した内容を議案第43号の決定に掲載していなかったため、42号の内容を43号へ追記したため差し替えを行いました。

次に、本日総会にて訂正を行う内容について、説明申し上げます。本日お配りしました差し替え資料、右上に令和5年5月31日総会と記載しました資料も一緒にご覧ください。こちらが議案第41号の差し替えを行うものになります。ページ1、2ページの差し替えに関しまして、後にご説明申し上げます利用権設定関係にて、1件の取り下げに伴い、集計数値修正のため差し替えを行いました。修正を行った箇所は下線を引いてあります。次に25ページ、利用権設定関係、使用貸借権の6番に関しましては、取り下げを行ったため差し替えを行いました。26ページ、利用権設定関係（使用貸借権）8番、9番に関しまして、受ける方の経営面積1,666を追記したため差し替えを行いました。差し替えのご説明については以上となります。

議 長 今、あんまり早かったので、皆さん戸惑って。確認できましたかね。いいですか。もし審議中にご不明の点があったら、また、お願いしたいと思います。それでは、訂正等については以上ですね。

それでは、審議に入りますけれども、本日は法人の農家創設案件が2件ございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、議案及び審議の流れについて説明をお願いします。

熊 井 主 幹 それでは、法人農家創設案件につき、ご説明をさせていただきます。説明は着座で失礼をします。本件は法人の農家創設となりますので次第にはございませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものでございます。

初めに、別冊1、議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取について、1農用地利用配分計画案でございますが、97ページから103ページの2番、株式会社●●でございます。当法人につきましては、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。続きまし

て、同じく 103 ページから 108 ページの 3 番、株式会社●●で  
ございます。当法人も、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一  
般法人として農業参入するものでございます。既に地区調査会に  
おきまして説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案  
件でございますので、本日の総会においても、営農計画の説明を  
するという事でお越しをいただいております。

ここで、審議の流れにつきまして説明をいたします。まず、関  
係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いします。その後、  
外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をし  
ていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席をしていただい  
てから、通常の審議を行いたいと思います。審議の流れにつきま  
しては、以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局から、議案と審議の流れについて説明がござい  
ました。それでは、まず南部地区調査会長から、株式会社●●の  
営農計画について、調査結果等の説明をお願いいたします。

小林地区調査会長 　南部地区の小林でございます。●●さんですね。法人の農家創  
設ということです。調査会にご出席いただきまして、説明聞かせ  
ていただきました。非常に精力的に農地等、広範囲にわたりまし  
て、耕作していただいているということです。われわれ地域とし  
ても、非常に頼もしい存在でございます。以前から既に実績があ  
るわけでございます。今回、新たに法人として申請をされると  
いうことでございます。もう既に、私も調査会に行く途中、毎回、  
通りがてらに確認させていただいております。非常に精力的に  
されておられます。作る作物というのもほとんど野菜が多いん  
ですけれども、荒廃地の解消とか、非常に助かっているような感じ  
は受けました。

非常に熱心にされているということで、一応、了解はさせてい  
ただきました。本日はこちらで、また、事業計画についてご説明  
いただくということです。南部調査会としては、賛成したいと思  
っております。以上です。

議 長 　ありがとうございます。それでは、法人さんから聞き取りを  
行います。株式会社●●の関係者の方にご入室をお願いいたしま  
す。

#### 【法人担当者入室】

議 長 　●●さん、ご苦労さまです。どうぞお座りください。長野市農  
業委員会に来てくださいます。ありがとうございます。私は  
農業委員会の会長を務める青木でございます。これから進行させ  
ていきますので、よろしく申し上げます。

法 人 担 当 者 　よろしく申し上げます。

議 長 　それでは早速ですけれども、●●さんのほうから、●●に関わる

紹介を営農計画書に基づいて、まず、ご説明をいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

法人担当者 出身は長野市です。平成 22 年に就農しました。令和 3 年の 3 月に法人化するという形で、今やっております。うちの経営としては、基本的には塩崎、石川、篠ノ井のほうの中心で、大体、直売、スーパーの地場コーナーを中心に出荷をしている経営体です。従業員は入れ替わりが結構激しくて、大体、現在は正社員で 4 名という状況で、売り上げは 3,000 万から 4,000 万円くらいの間です。作っている品目は露地野菜が中心で、昨年だと 20 品目くらい。今年は計画をだいぶ変更して、10 品目くらいの予定で推移しています。

取りあえず現状のところはそんな感じで、今後の展開としては、地産地消というものを大きく広げていきたいなど。長野市 37 万人という人口っていうのはすごいポテンシャルを持っているので、これを最大限に生かしたような農業経営っていう形をしていきたいというのが方針であります。取りあえずはこんな感じですよ。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご提出いただいた営農計画書及び今、●●さんのほうから説明いただいた内容等含めまして、委員のほうからの質問に入りたいと思います。委員の皆さまがたのご発言を求めますが、いかがでしょうか。

●●さん、まず、私のほうから質問しますけども、もう既に実績としては 3,000 万～4,000 万くらいの実績を挙げられていると。

法人担当者 はい。

議長 長 今、ほとんどこれが地場のスーパーということによろしいでしょうか。

法人担当者 はい。

議長 長 それで、今後の重点的な、いわゆる品目の選定だとか、それから、地域との関わり方等について、もう少しお考えがあったらお聞かせください。

法人担当者 12 年ほどこちらの地域で、長野市篠ノ井のほうを中心に農業をやらせていただいて、この地域っていうのが野菜の産地化っていうのがすごい難しい地域だっていうのは実感してしまっていて、それは正直、高齢化の小規模農家、兼業農家、零細農家っていうのが中心の地域なので、なかなか大規模化っていうのが難しい。その中で 37 万人という人口を有しているこの長野市の地域は、主要な野菜を安定的供給するっていうことができる、すごいチャンスになったっていうのが、12 年やった感想。その状況をどうやって確立していくかっていうのが、私の今後の目標というか課題

にもなってやっている状況で。

作物の品定においては、基本的には、品目を絞った大規模化っていうのが中心だと、私は考えています。今は1品目辺り大体300万から、多いもので1,000万弱ぐらいっていう形にはなっているんですけど。ただ、正直、機械化するには、ちょっと規模的には小さいっていう話で、例えばの話ですけど、にんじんはうちの主力の一つにはなっているのですが、今だと大体1町歩くらい、1ヘクタールくらい年間で作っています。ただ、これは今、私、直売の所に11店舗ぐらい出しているんですが、まだ正直、安定供給って意味では足りないような状況で、今11店舗ですけど、長野市中のスーパー全部でやれば、多分1ヘクタールどころか、3ヘクタールとか10ヘクタールくらいまでは増やせられるのじゃないかなって思っています。10ヘクタールまで増やせば、多分、産地の農家の機械化っていうことが実現できるのかなと。そういうような状況をにんじんだけでなく、キャベツとかレタスとかあらゆる品目で増やしていけば、多分、面白いような農業経営ができるのじゃないかなと。そこはもう私一人では多分、賄い切れない。言うなれば、多分、私が10品目、20品目、作るより、各にんじんが得意な農家、キャベツが得意な農家っていうふうにすみ分けをしてって、うまくその中でも、にんじんの中の春はあなたで夏はあなたでとかっていうふうに、ある程度リレーを組んでいってすみ分けをしていくような形の体制をつくってくっというのが、効率の良い作り方になって、地産地消っていうものを広げてくにはいいのかなっていうことは考えてます。

議 長 非常に斬新なアイデアで考えていますね。委員の皆さん、他どうですか。

曾根会長代理 議 長 にんじんは春にんじんが多いんですか。

法人担当者 春はそんなではないです。一番、植えていいのは冬ですね。ただ、栽培技術さえ確立すれば通年いけるかな、にんじんだったら。という感じはしてます。

議 長 通年のいわゆる栽培という前提になるんでしょうか。

法人担当者 そうですね。

議 長 特に長野は雪の関係も、特に●●さんは南だから、長野市と積雪量、違うと思いますけど。その辺どうでしょうか。

法人担当者 もちろん難しい品目、難しい季節っていうのは存在すると思いますが、まだ全然、需要のある品目、野菜、季節っていうのは豊富にあるので、まずそこを埋めてくっというのが第一だなとは思っていて、それを埋めてからの話じゃないかなとは思いますが。

曾根会長代理 あと、全て洗浄ですか。洗って？

法人担当者 長 にんじんに関しては、今のところ洗いですね。洗浄で。  
議 長 他よろしいですか。●●さん、ありがとうございます。調査  
会でもいろいろとお話をお聞きしていますので、●●さん、壮大  
な計画、ぜひ私どもの大きなけん引になるように頑張っていただ  
きたいと思います。今日はどうもご苦労さまでした。ありがとう  
ございました。

【法人担当者退室】

議 長 それでは、続きまして東部地区調査会長から、株式会社●●の  
営農計画について、調査結果と説明をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会近藤です。会社名の●●は、●●が成長で、●  
●が種まき、●●が収穫。そういった一連のものを組み合わせて  
会社名にされたということです。代表者の●●さんなんですけど  
も、以前から個人事業として大規模に経営をされていて、今回、  
補助金等の手当に伴って法人化に着手をされたということです。  
今回の権利設定は、個人から法人への名義変更に伴うというもの  
になるかと思っています。

若穂の河川敷等を中心に、小麦栽培を中心に展開をされている  
ってということで、非常に河川敷の有効利用になっているというよ  
うなことです。また、出席された委員さんからも、農地の管理が  
非常に素晴らしい。周辺隣接の農地にも迷惑が掛からないよう  
に、日々、草刈り等の手入れをされている。非常に手入れの行き  
届いた農地になっているというようなことです。現在もすごい規  
模の面積なのですけれども、今後もまた、法人化に伴って拡大を  
予定されているっていうようなことで、農業に熱意を持って取り  
組まれているなというふうに感じています。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今、東部地区調査会長から、法  
人さんの地区調査会における事情聴取、それから、委員さんのコ  
メントをいただきました。それでは、法人から引き続き聞き取り  
を行いたいと思いますので、株式会社●●さんの関係者の入室を  
お願いします。

【法人担当者入室】

議 長 ●●さん、ご苦労さまです。

法人担当者 長 よろしくをお願いします。

議 長 どうぞお座りください。

法人担当者 長 はい、失礼します。

議 長 ようこそお忙しいところ来ていただきました。私は、長野市農  
業委員会の会長、青木といいます。これから若干、聞き取りをさ  
せていただくのでご協力をよろしくをお願いします。

法人担当者 長 よろしくお願いたします。

議 長 それでは早速でございますけども、●●さんの、これからの営

農計画等につきまして、ご説明をお願いします。

法人担当者 お久しぶりところ恐れ入ります。株式会社●●の●●と申します。よろしく願いいたします。

議長 座っていいですよ。

法人担当者 着座にて失礼させていただきます。営農概要ですが、法人としてですが、もともと個人として、2019年より若穂の農家さんにお世話になりながら、2020年、農家創設をさせていただきまして、小麦栽培をメインにさせていただいておりました。このたび個人から法人成りをさせていただきたく、お願いさせていただきに来ました。ですので、個人から引き継ぐところがすごく多くなります。

小麦栽培による農業展開というところで、地元農家さん、また、地元の農業委員さん、また、共有地もございまして、共有地の組合委員さん、組合長さんにもお世話になりながら遊休農地、耕作放棄地の削減につなげていきたいというふうに思っています。令和4年に乾燥機等の農業用機械の導入を実施いたしております。また、汎用コンバイン等を導入させていただきながら、外部委託を減らして、経営の効率化と作付面積の拡大に対応していきたいと考えております。

昨年度の作付け、また、今年度の生産のものになりますが、ハナマンテンという品種からハナチカラという品種に切り替えをさせていただいております。より栽培特性に優れた品種になりますので、反収のアップというのは期待されるような形となっています。同じくシャインマスカットについては、農協の他、個人向けにも販売を行っております。特に個人向けでは、過去に名刺交換をさせていただいた方を中心に、ダイレクトメッセージを送らせていただいたりしながら、ホームページ、SNSを活用して、情報発信も定期的を実施して、新規顧客の獲得も目指しております。

顧客管理、出荷管理については、福祉事業所に業務委託を行っているのが現状です。技術面については、県農村支援センターのグリーンセミナーを受講、また、卒業しております。栽培管理については、JAの技術員さん等に密に指導を行っていただきながら、また、近隣の農家さんとも共有させていただきながら、適期作業を行っております。

あと、サツマイモですね。こちらについては、令和3年より実験的に栽培をさせていただいて、令和4年産、前年度より契約栽培のほうを開始しております。技術指導とともに、全数買い取り契約で、今のところ出荷をさせていただいております。

水稻につきましては、令和3年より開始し、令和4年産より、

買い取り業者に直接販売をしております。苗と乾燥のみを外部へ依頼をして、将来的には飼料米、輸出米等、検討をしていくことで、先ほどの小麦の乾燥機も使えるように、考えていくようにしております。

以上のところで、不測のときがあっては困りますので、NOSAIの収入保険にも加入して、不測の事態にも対応していきたいと思っております。

先ほどもお話しさせていただきましたが、個人事業主として事業を進めてきましたが、面積の拡大、また、売上げの拡大に伴い、法人化をすることを決めさせていただきました。今後、個人事業より法人へ事業を移行させていきたいというふうに思っております。農業の労働力につきましては、私が農業経営の全てを担っていく予定です。また、取締役にも妻を選任しており、農作業と作業補助、事務のほう中心に行ってもらっています。アルバイトさん等の常時雇用はございませんが、臨時雇用というところで、農繁期ですね。繁忙期のときにお手伝いをいただいております。

経営面積につきましては、中間管理機構を介しましてお借りさせていただいております。販売料・販売金額につきましては、こちらの目標という形でご理解いただければというふうに思っております。技術取得等につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおりになります。以上で、営農計画の概要になります。よろしく願いいたします。

議

長 ありがとうございます。ただ今、●●さんのほうから営農計画について説明をいただきました。これにつきまして、皆さまのほうからご質問等ございましたら、お願いいたします。

たまたま私の担当するところのエリアで、今、活躍してもらっています。私が担当している河川敷、約 50 町歩です。50 ヘクタール。そのうちの、今 10 ヘクタールを●●さんに、小麦を中心とした形で。まさに若穂の、綿内の河川敷の救世主といわれています。皆さんがたができなかつたら、●●さん。みんな、●●さんなんです。非常に私にとっても荒廃農地の受け皿になってくれて大変ありがたいというのが現状でございます。一人なんで、健康だけは注意してほしいというのが正直なところです。皆さんのほうから、他、ご質問・ご意見ありますか。

和田地区調査会長

いいですか。

議 長

はい、どうぞ。和田委員さん。

和田地区調査会長

西部地区調査会の和田ですけども、小麦の後は何を作ってもらっちゃいますか。

法人担当者

裏作は、なしです。基本的には、雑草対策でブタクサとかが、

どうしても裏作作ると出てしまいますので、表作のみで今はやらせていただいています。ただ、今年度については、この後になりますが、小麦の収穫前に、今、現状、青木農業委員長からもお話ありましたが、どうしても受け入れの面積が増えているという現状がありますので、裏作なしの大豆っていうのは考えております。なんで、表裏では、基本的には適期作業、ブドウのほうがどうしても間に合わなくなるっていうのが見えていますので、裏作なしっていうのが基本的な概念でやっております。

- 議 長 いいですか。
- 和田地区調査会長 はい。
- 曾根会長代理 会長。
- 議 長 はい。
- 曾根会長代理 厚生年金は加入されていますか？
- 法人担当者 厚生年金、加入しております。
- 曾根会長代理 強制加入ですよ？
- 法人担当者 はい。3月から社会保険のほうに全て切り替えを行っておりますので、厚生年金のほうにも切り替えのほう、併せて行っております。
- 曾根会長代理 75歳まで加入ですよ。
- 法人担当者 はい。頑張ります。
- 議 長 他、いかがでしょうか。
- 善財地区調査会長 ちょっとすいません。
- 議 長 はい。
- 善財地区調査会長 資料2ページにありますけども、顧客管理・出荷管理については福祉事業所に業務委託。それから、サツマイモの管理については、福祉事業所と連携という形で表現されていますが、農福連携なのでしょうか。
- 法人担当者 去年までで言うと、農福連携という言葉が合うかどうかっていうのは別として、福祉事業所さんと一緒に、サツマイモの植え付けをお手伝いいただいたりっていうのを実質させていただいております。この6月、再来週になるんですが、農業公社のほうとご協力いただきまして、各福祉事業所さんに案内が、恐らくこれで流れるかと思うのですが、お試し農福と、あと、農業体験という形で、サツマイモの植え付けの予定を組ませていただいております。
- 議 長 善財地区調査会長、他ありますか。
- 善財地区調査会長 はい。それから、5ページにドローン、個人事業より貸借とありますけども、少し教えてもらいたいのですけど。
- 議 長 ドローンですかね。
- 善財地区調査会長 はい。

法人担当者 ドローンのほうにつきましては、昨年度、導入をさせていただいております。基本的には小麦の赤カビの防除が、どうしても適期というところでいうと、開花期のどんぴしゃで行うのが一番いいというところでいわれているんですが、どうしてもブームスプレーだと、大体1反歩で100リッターの水を要するというところで、水を運んで散布するっていうところ、また、リースの費用というところを考えたところで、約10町歩、今年ドローンでまいたんですが、1日で終わっております。先ほどもお話しさせていただいた大豆というところでも、夏の殺菌剤また殺虫剤が必要になりますので、そこでの活用というのを考えております。さらに、業務委託という形で今いただけないかというところで模索しているのが現状です。

善財地区調査会長 ありがとうございます。

議長 他、いかがですか。ありがとうございます。よく分かりました。先ほども申しましたように、体が資本ですから、体に気を付けて頑張ってください。

法人担当者 はい、ありがとうございます。

議長 本日は、ありがとうございます。

法人担当者 はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。失礼いたします。

**【法人担当者退室】**

議長 ただ今の2法人の案件につきましては、議案第42号で審議を行います。

議事に入ります。農地法等に係る事項について、審議を行います。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。本冊1ページをご覧いただきたいと思っております。番号1番から4ページの12番まで、合計12件でございます。内容は、所有権移転案件が12件となっております。2番及び11番は農家創設案件でございます。6番及び7番につきましては関連案件で、交換によるものでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、農地法第3条第2項の各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがある場合など、許可することのできない要件につきまして確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします、農家創設も含めて、お願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 1番、備考に書いてありますとおり、面積10アール未満、987㎡でありまして、農地法の改正による初のケースかなと思いますが、受け人は元豊野町民で現在、飯綱町に住んでおりますが、娘と共に耕作しておりまして、問題ないという結論に達しました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から2番及び3番、お願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区の調査会の和田です。2番、農家創設事案でありまして、●●さんは、父親の財産を相続して農業を行うに当たり、自宅に隣接してる●●さんの土地を取得して農作物、自己消費野菜ですけれども、生産を行うもので、今後は自己所有農地も含めて拡大していきたいと農業に対する意欲も認められ、許可することに問題はないと思われます。3番の事案は、これも自宅に隣接してる、面積は99㎡ですけれども、ここに取得を、ブラックベリーという新しい品種の試験栽培を行うということで、農業に取り組む意欲もあり、他に持ってる土地についてはソバ栽培を行っており、許可することに問題はないと思われます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から4番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。4番でありますけれども、高齢になった渡人が、隣の園地の園主に畑を引き継いでもらうという案件でありまして、許可条件に適合しており問題ないというふうに考えました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、5番から11番お願いいたします。

小林地区調査会長 南部、小林です。5番につきましては、こちらも高齢になりまして、耕作できないということでございまして、有償ですけれども所有権移転ということです。6番、7番につきましては、交換なんですね。6番の●●さんが7番の●●さんと、完全に土地が同じ条件じゃないんですけれども、交換するということです。8番につきましては、5畝ほどになりますか。こちらは譲渡ということで、有償になりますね。9番につきましては、こちらも所有権の移転ということで、有償でやられております。いずれも皆さん、同じ地区にお住まいの方でございまして、譲渡されているということで、特に問題ございません。10番も有償で譲渡。

11番ですけど、これ、農家創設ということになっております。

こちら●●さんという方なのですが、他県からこちらに昨年移住されてきたと、そういう方でございます。経験とすれば、農業に関しましては、過去にインドで5年ほど生活しておられまして、農作物とか全て自給自足のような生活をされていたという経験もあります。たまたまこちら長野県で農業をしたいということで農家創設をし、信州新町ですけれど、昨年からこちらに来ておられるっていうことです。いずれにしましても一人でやられるというのじゃないですけれども、パートナーの方もいらっしゃるということで、もう既に1年、こちらで生活されております。調査会でも全てにおきまして、周辺等に問題ないという案件になっております。従いまして、許可相当と判断しております。以上です。

議 長 東部地区調査会長から、12番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。こちらも10アール未満ということで、非農家の方なんですけれども、農家創設には当たらない案件です。対象地は受け人の自宅に隣接した畑で、従前より耕作を行っていたと。今回あらためて所有権を移転したという案件で、許可相当と判断されます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

奥山委員長 ちょっと1点だけよろしいですか。

議 長 はい、奥山委員。

奥山委員 この人がどうっていうことじゃないのですが、3番の人、ブラックベリーって作るようになったんだよね？

和田地区調査会長 そうです。

奥山委員 その関係で、自家栽培で採った種を使うと毒素があるって言われるんですよ。私も直売所をやったときに、これでかく『信毎』にたたかれたことがあるので。

議 長 毒素がある。

奥山委員 うん。自分ちで採ってちょっと青いのを食べると、毒素があるって言われたの。調べても、ないんですよ。食糧事務所が調べてやったら毒素はないんですが、その『信毎』のほうでどこで持ってきたか分からない、そのデータを持ってきて。どっかの大学の先生だと思うんですよ、その人のデータを持ってきて、毒素があるよっていう話なんですけど。こっちで調べても何にもないんですけど、その毒素の部分ってのが解決しているんだかどうか。外国から輸入した種を使うのならいいんですけど、自家栽培で採った種をやると毒素があるっていうわけです。こここのところ、ちょっと調べてもらったほうがいいのかと思う。

議 長 アドバイスありがとうございます。

奥山委員 平成15年ぐらいのときかな、言われたの。だから、ブラックベリーを出荷しちゃいけませんよってという話まであるんですよ、今。

議長 担当農業委員さん、確認いいですかね。また。

和田地区調査会長 はい、確認しておきます。

議長 コンタクトをとっていただいて。問題なけりゃそれでいいってことだし。お願いをします。他、いかがですか。

和田地区調査会長 全く違う観点で3番なんですけど、●●さんっていうのはご夫婦なんですか。わかります？これ、●●さんと●●さんって。

議長 これは多分、小池さんわかりますか。●●さんって。

倉島係長 いや、片方、東京の方なので。

倉島係長 はい。ご親族の方だということでお伺いしてます。ご親族の方。

倉島係長 ご親族の方で。土地の所有だけ、お兄さんかなんかになんのかな。

倉島係長 ご親族の方で、●●さんという方は東京で会社を運営されておられて、夏から秋は戸隠に、おうちを構えていらっしゃるんですが、法人の長の方なので、ご住所を移してしまうと大変なので、住民票は東京になってるんですけども、実際は戸隠にお住まいで、農業をされているというお話。

議長 実際には、●●さんは戸隠で耕作されてるのね？

倉島係長 はい。

倉島係長 分かりました。また、担当委員さん、すいませんけど。それぞれの確認だけ。

小池委員 私のほうで、じゃあ、その毒素の関係のことを聞いたほうがいいんですよ？

議長 うん。ちょっと一度、ええ、確認しといてください。情報を含めてね。

小池委員 外国産の種であればOK？

議長 いや、ただ、それはちょっと分かんない。

奥山委員 俺の知ってる範囲での話ですから。

議長 そう。あくまでも専門的なことは、それなりの所でちゃんと確認してください。

阿部委員 今、農業委員会の関係でつかんでるものがあるか、何か。

熊井主幹 実際のところ、今つかんでるものはありません。

議長 情報としてはないんですね？

熊井主幹 ないです。ですので、うちのほうも指導員がおりますので、指導員のほうにも聞いてみたいとは思っております。

議長 分かりました。じゃあ、両方からしていただくようお願いします。

小池委員 はい、分かりました。

議 長 他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、意見の受け付けについてはここで締め切ります。採決を行います。議案第37号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案の第38号になります。農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。5ページをご覧ください。1番は、住宅敷地拡張のための転用案件で、施設面積は52.17㎡でございます。2番につきましては、農機具倉庫及び車庫を設置するための転用案件です。また、この2案件は備考欄に農振除外と記載のとおり、令和5年5月15日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画に変更があったものでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月、総会で許可すべきものとしてご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の2件の案件につきましては、全てが許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、南部地区調査会長、1番をお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。1番の●●さんの案件ですけれども、こちらにつきましては、ご自分の住宅であり畑なんですけれども、その中で、建てたときに越境していたという表現ですけれども、実際の図面と正式に測量してみると、やはりオーバーしてるというような形で、その分につきまして、今度、地目変更しないといけないってというようなことで、今回、この越境した部分のみです。農地から宅地に転用するということです。許可相当かなと思っております。ましてや自分の畑の敷地の範囲内ですので、特に迷惑掛かるようなことはございませんので、許可相当と判断いたしました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、2番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。新たに農機具倉庫、車庫を設置するもので、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであります。この周辺は水田になっていますが、特に日照や水路等に影響がないということで、また、対象地は中山間地の直接支払いの対象地となっていました。こちらについては除外をするということで進められているもので、問題ないと判断されました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第38号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第38号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。7ページをご覧くださいと思います。番号1番から9ページの7番まで、7件でございます。1番につきましては、駐車場を設置する転用案件です。2番、3番は農家分家住宅を建築する転用案件です。また、その案件につきましては、備考内に開発許可の記載がございます。市街化調整区域におきまして、宅地造成ですとか建築のような開発行為を行う場合に必要となります。開発許可と農地転用の許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、法令等による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請をし、建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

4番は、住宅への進入路を拡張するための転用案件です。5番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。6番は、現場事務所及び資材置き場を設置する一時転用案件で、許可の日から令和5年12月15日までとしております。7番は、仮設工事用地を設置する一時転用案件で、許可の日から令和6年4月30日までとしております。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、立地基準・許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の10件の案件のうち、9件につきましては許可済みとなっております。開発許可の必要な1件につきましては、まだ許可証が届いておりませんが、特段の指摘のないことから、近々、許可の見込みでございます。内容につきましての報告は以上です。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番から4番、お願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番は、駐車場ということで、駐車場の増設に当たります。現在、80台の駐車スペースあるのですが、42台分の増設をしたいということでありまして、既存の拡張で問題なし。それから、2番、3番は、それぞれ農家分家住宅の建築でありまして、2番は同姓でありまして、これは子どもなのですが、3番は、受人の妻が娘であるという農家分家住宅でございます。それから、4番が、自宅への進入路のため転用をしたいということであります。それぞれ近隣に与える影響はないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、5番についてお願いをいたします。

北村地区調査会長 　中部地区の北村です。5番ですけども、父親の農地を転用いたしまして、農業後継者住宅を建設する案件であります。理由書なり申請書類、それから、現地を確認しましたが、周りはほとんど宅地で、唯一、これから本人が農業をするという父親の田があるだけなんです。許可相当というふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、6番それから7番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 　東部地区調査会、近藤です。まず、6番ですが、こちらは県が発注した松代の蛭川の防災工事に伴う、現場事務所、資材置き場の設置による一時転用の申請です。蛭川はご承知のとおり、たびたび水害を起こしている川で、現在、堤防のかさ上げ工事が行われているというものです。ここの対象の農地なんですが、蛭川と、あと、蛭川に合流する藤沢川に挟まれた敷地となっていて、一時転用ということで申請は上がってはいるんですが、以前から碎石が敷かれたような、本来の農地の姿ではない状態が継続しているという案件です。今回は、あくまで防災工事に伴う資材置き場等の一時転用ということで、この年末までの転用ということで、そ

の転用が終わった後、どのようなまた状況になるかというようなことを関係者で注視しておくというようなことを条件に許可と判断したものです。

7番につきましては、若穂地区に設置されます、高速道路のスマートインターに係るものです。ガス管が埋設されている所に、その進入路、スマートインターへの進入ランプが設けられていることで、そのガス管が盛り土された土砂の圧力に耐えられるかどうかということ、地盤改良の工事を行うということです。対象地につきましては、将来的にはスマートインターの進入路となる予定で、今年中に市のほうに所有権の移転も予定されているというようなものでございます。公共性の高い転用内容でありますので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。質疑ございませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第39号につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第39号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきまして、ご説明を申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。相続した農地が高い評価額によりまして相続税を課税されますと、農業を継続していきたくても、その税金を払うために売却をせざるを得ないというような問題が生じることから、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署に申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることとございます。今回は1件につきまして適格者であるかご決定をいただくものでございます。相続人は、長野市篠ノ井杵淵●●、●●さん、特例適用農地等面積につきましては483.54㎡で、その他の内容につきましては記載のとおりで

ございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、南部地区調査会長から、番号1番について、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

小林地区調査会長 　相続税の猶予というものになります。●●さんは●●さんの子どもさんということで、実際には今現在、同居されて。ちょうどご自宅が、もう非常に住宅街にほとんどなってきたということ、わずかご自宅の周りに農地が残っておられます。これにつきまして、今回、相続税の猶予をいただく申請をしたということになっております。

この農地は、果たして何て言っているのか。本当にもう住宅になってきておりますもので、いつまで農地として利用するかはちょっと分からないんですけど、かといって、われわれはそこまで詮索することもできませんので、この猶予というのにつきましても、事務所のほうで3年おきに検査をして、適格であるかというのは、その都度、3年ごとに点検されるというようなお話もございますので、今回このような申請がありまして、われわれとしてはこれという問題等もございませんので、承認するというところでございます。以上です。

議 長 　ただ今、説明を受けましたけれども、各調査会長、それから事務局の報告について、皆さんがたのご意見ございましたらお願いします。

小林調査会長さん。

小林地区調査会長 　はい。

議 長 　間違いなく●●さんは、この農地を農地として使うんでしょうね？そこだけ確認です。自信ないよと。

小林地区調査会長 　いや、そういうことで申請されていると思います。委員会で心配したのは、もう、すぐそこまで、住宅が迫っているということですね。

議 長 　これ、畑でしょ？

小林地区調査会長 　畑ですね。

議 長 　何、作っていますか、今。

小林地区調査会長 　いや、その辺が曖昧です。資料はございません。

議 長 　ん？現場確認はしてないの？

小林地区調査会長 　写真だけです。いずれは、ここ、住宅になるんでしょう。

議 長 　事務局、今、何に使ってるか分かる？なんか書いてある？

松橋事務局長補佐 　分からないですね。

議 長 　え？

松橋事務局長補佐 　当日、南部調査会、私も出席したんですけども、委員さん確認

したところ、そこは耕作されてるってことはおっしゃってましたので。

議 長 確認してないんじゃない？

松橋事務局長補佐 何を作ってるのかが、ちょっと、そこまでは。

議 長 そう。現場見れば分かんないんか。

松橋事務局長補佐 現場で撮ってきた写真、見ると、ちょっと遠目なんですけど、ナガネギを作っているような。

議 長 野菜を作っていた。

松橋事務局長補佐 形ですね。

議 長 はい、分かりました。他に質問ございますか。質問がございませんので、採決に入ります。議案第 40 号に賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきましたので、議案第 40 号は原案のとおりで決定いたしました。

続きまして、議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の相澤と申します。私から議案第 41 号 農業経営基  
相 澤 主 事 盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の  
決定についてご説明申し上げます。

議 長 座って説明してください。

農 業 政 策 課 ありがとうございます。お手元にあります別冊 1 農業経営基  
相 澤 主 事 盤強化促進法等議案及び、本日、差し替えさせていただきました、  
右上に差し替え令和 5 年 3 月 31 日総会と書かれた資料をご覧ください。

同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされており、この農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること。②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。③利用権を設定する土地について、関係権利者の同意を得ることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。所有権移転及び利用権設定の件数及び面積は、総件数は 253 件、総面積は 240,844.67 m<sup>2</sup>でございます。

1 ページ目をご覧ください。賃借・使用貸借の面積を期間別に記したものです。合計数字は先ほどと同様です。今回、利用権設定を受ける方は 119 名、利用権を設定する方は 179 名となっております。以上につきまして、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 それでは、審議に入らせていただきます。審議の進め方でございますけれども、まず、1の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長からご報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決をされます。次に、利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権については、一括して報告をいただきます。6の農地中間管理事業（賃借権）及び7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うことになっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるもので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。
- なお、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員には退席をお願いし、審議から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- それでは、初めに1の所有権移転関係の1番から19番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、農家創設を含めてお願いします。最初に北部地区調査会長から、1番から4番お願いします。
- 善財地区調査会長 1番から4番、全て要件、満たしておりまして、問題ないという結論に達しました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、5番及び6番お願いいたします。
- 和田地区調査会長 5番につきましては、●●さんは、ネットで個人を相手に珍しい野菜を販売しており、今まで枯れていた土地を取得する事案でありましたので、許可することに問題はないと認められます。それから、6番につきましては農家創設事案でありまして、●●さんは、今までリンゴ畑であった所を開墾して、シャインマスカットの栽培を仲間と行うというもので、ブドウ栽培に意欲があり、荒廃地の解消につながり、許可することに問題ないと認められます。以上です。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から、7番から9番お願いいたします。
- 北村地区調査会長 中部地区ですけれども、7番、8番は交換でありまして、入り組んでいるので農地の交換をして整理をしたいということになります。9番も、見ていただきますように、本当に狭小農地ですね。これの整理をこの際したいということでもありますね。いずれも原案どおり決定することに問題はないということでございます。
- 議 長 続きまして南部地区調査会長から、10番から14番お願いいたします。
- 小林地区調査会長 10番につきましては、この農地は●●さんから●●さんへという

ことで、譲渡されるということです。次の11番と12番、●●さんと●●さんが農地を交換するということになります。13、14は、●●さんと●●さん、また別な方なんですけれども、農地を交換するということです。それぞれ了解の下、交換しますので、特に近隣等のトラブル等もございませんので、承認したいと思いません。以上です。

議 長 東部地区調査会長から、15番から19番お願いいたします。  
近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。15番につきましては、渡し人が施設に入居という中で、後を担う者がいないということで、受人の●●さんに所有権が移ったもので、●●さんにより耕作がなされています。16番については、渡人の隣接の畑を今回、入手したもので、●●さんは●●さんでいらっしゃいます。17番についても、隣接の畑を新たに受人が購入し、今後ブドウを栽培したいということではあるんですが、18番については、従来から渡人とは別な方が耕作をしていたものを、今回、所有権の移転が行われまして、その移転後、その後の利用権が受人により設定された内容です。19番についても、受人が実際に従来から耕作を行っていたという中で、今回、所有権が実際の耕作者に移転したという内容になります。以上、全て問題ないと判断されます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。先ほどの農業政策課の説明及びただ今の地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。  
ちよつと、また南部調査会さん、言って悪いんだけど、ナンバー10、●●さん？受人。

小林地区調査会長 はい。

議 長 これ、●●さん、●●歳じゃないですか。名義だけ変えて、誰かさんがやっているってことで理解いいのかな。それとも、本人がやるのかな。そこは分かんない？これは、担当は誰ですか。

衿 津 委 員 申し訳ない。ちよつとそこまで。

議 長 衿津さん。

衿 津 委 員 ●●歳で、山でやっている人はやっております。

議 長 やってる人はやってんだけど、●●さんはやるのか、それとも他に誰か利用権設定して代わりにやってもらうのか。

衿 津 委 員 ●●さんと隣近所なんで。ちよつと名前のほうが、これ、●●になってますけど、●●さんの息子さんが恐らくやる。

議 長 ●●さんの息子さんがやるという理解でいいんですか。すいません。変な質問で。ここが大事なんですよ。

衿 津 委 員 ちよつとここはまだはっきり。私は、普通どおりやってくれるんだなと思って受けたけど。

議 長 一応、こういったこともちゃんと裏付けを取っていただいて、

間違いなく耕作すると、荒廃地にしないという形でできるだけお願いしたいというふうに。特に所有権移転なんでね。

裨 津 委 員  
議 長

そうですね。

それでは、他にご質問ございますか。いいですか。質問がございませので、所有権移転関係については採決に入ります。所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

ありがとうございました。全員、賛成を確認いたしました。所有権移転関係については、原案のとおりでございます。

続きまして、2から5の利用権設定に関係しまして、一括、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。利用権設定に関係しましては、6年未満賃貸借が23件。それから、10年以上の賃貸借権が13件。使用貸借権が14件でございます。初めに、北部地区調査会長から検討結果をお願いします。

善財地区調査会長

それぞれ審査要件、満たしておりまして、許可妥当というふうに判断しました。以上です。

議

長

続きまして、西部地区調査会長、お願いいたします。

和田地区調査会長

引き続き利用権設定を受けるということで、特に問題ないということにしました。

議

長

続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長

中部地区の案件についても、原案どおり決定とすることで問題はあります。

議

長

続きまして、南部地区調査会長、お願いします。利用権設定の全般について。

小林地区調査会長

6年未満の・・・。

議

長

特に、異論ないですね？

小林地区調査会長

はい。全て6年未満は、みんな管理されておられるようですね。更新ということですけど。

議

長

10年以上、それから、使用貸借権、含めてどうですか。

小林地区調査会長

更新につきましては、問題ないということでいいです。

議

長

東部地区調査会長、お願いします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。いずれも、その後も水田あるいは果樹等、耕作が継続されているということで、今回は異議がないものと判断されました。以上です。

議

長

ありがとうございました。6及び7の農地中間管理事業につきましては、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する、別紙1を除いた利用権設定関係について、質疑及び

採決を行います。それでは、農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。はい、阿部委員。

阿部委員 すいません。利用目的の下のところで、1年分の賃借っていうところで空白になってる所は、全部0円でいいんですか。書かないのは。

議長 利用目的の空白になっている所ですね。

阿部委員 はい。

議長 農業政策課さん、お願いします。

農業政策課 賃借権に関しまして、1年分の借賃または備考欄に金額が記載されているはずですが、使用貸借権につきましては、無料で貸し借りになりますので、1年分の借賃とは記載されていないかと思えます。

議長 賃貸借は、間違いなく全部が入っていますよという理解でいいですか。

農業政策課 相澤主事 はい。

議長 ただ書く場所が違っているよと、ということですね？

農業政策課 相澤主事 はい。

議長 じゃあ、備考に書いてあるか枠に書いてあるか、どちらかで。

農業政策課 相澤主事 はい。

議長 それはなんで？

農業政策課 相澤主事 備考欄につきましては。備考欄以外のものでしたら、10アール当たりと金額をこちらに書くんですけども、頂いた計画書に何筆かのことをまとめて総額で書かれた場合は、備考欄に記載しております。

議長 総額は備考欄。

農業政策課 相澤主事 はい。

議長 ということですね。阿部委員。よろしいですか。

阿部委員 はい、分かりました。どっちかに書いてあるということですよ？

議長 どっちかには必ず明記されてると。総額は備考欄に書いてあるということですね。よろしいですか。

阿部委員 はい。

議長 他、質問ございますか。いいですかね。それでは、採決に移りたいと思います。利用権設定関係について、採決に入ります。議案第41号のうち、別紙1を除く利用権設定関係について、原案

のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。原案のとおり、決定することに決まりました。

続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。初めに、28ページの15番、●●委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、当案件につきまして、当案件ってのは分かりますよね？利用権設定関係の使用貸借権、15番ですね。●●委員が受人になってます。につきまして、発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がございませんので採決に入ります。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。お願いいたします。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、81ページの10番、●●委員が関係しておりますので、●●委員の退室をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは、81ページの10番。●●委員が関係しておりますので、この案件につきまして発言のある方は挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 質問ございませんので、採決に入ります。当案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できました。●●委員の入室を許可します。

【●●委員入室】

議 長 続きまして、91ページの40番、●●が関係しておりますので、退室をお願いいたします。

【●●退室】

議 長 7番の利用権設定関係で、農地中間管理事業使用貸借権の40番ですね。この案件につきまして、ご質問ありますか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問を打ち切り採決に入ります。当案件につきまして

て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。●●の入室を許可します。

【●●入室】

議 長 以上、議案第 41 号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取についてを議題とします。農業政策課の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第  
相 澤 主 事 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見  
聴取についてご説明いたします。機構の配分計画については、農  
地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市  
町村は、必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くもの  
とすると規定されており、農家創設及び市外在住の担い手で、初  
めて中間管理事業を利用する場合はこれに該当し、意見聴取をお  
願いするものです。それでは、地区調査会で差し替えました、別  
冊 1、96 ページをご覧ください。

今回、権利の設定を受ける方は 3 名で賃借権と使用貸借権で 161,957.46 m<sup>2</sup>を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。97 ページをご覧ください。番号 1 の●●さんは、ブドウの栽培で、篠ノ井塩崎地区において農家創設をする方になります。97 ページから 103 ページの番号 2、株式会社●●は野菜の栽培で、篠ノ井塩崎、二ツ柳、石川地区において農家創設をする法人になります。103 ページから 108 ページの番号 3、株式会社●●は、麦・ブドウ・野菜・水稻の栽培で、若穂牛島、川田、綿内地区において農家創設をする法人になります。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは、地区調査会長から検討結果について、農家創設を含めて意見の報告をお願いいたします。初めに、南部地区調査会長から、1 番及び 5 番についてお願いします。

小林地区調査会長 1 番につきまして、●●さんなんですけれども、2 筆でブドウの栽培をするっていうことで、農家創設ということになっております。

2 番につきましては、先ほど法人のほうで来ていただきまして、ご説明していただいたとおりでございます。●●さん。かなりの農地ありました。103 ページまでありました。

議 長 あれだけしっかりしてれば大丈夫でしょう。

小林地区調査会長 はい。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長、3番お願いします。

近藤地区調査会長 東部調査会、近藤です。3番、株式会社●●で、103 ページから108 ページまでとなります。先ほどご説明していただいたとおり、大いに期待される方であります。ナイスガイであるかと思えます。以上です。

議 長 ただ今、調査会長からご説明ありましたが、何かご発言ございますか。

私のほうから。農業政策課さん、悪いけど、この資料で各番号ごとに合計出してほしいんだけど。これ、一筆一筆書いてあって、僕らとしたら規模どのぐらいかっていうトータルの面積見たいの。一人一人の合計が。これ、入ってねえからさ。それで、俺、一生懸命、計算機で足したら、結構時間かかっちゃってさ。次回から書いといてくれませんか。

農 業 政 策 課 議 長 はい、承知しました。

相 澤 主 事 長 お願いします。

阿 部 委 員 長 ちよつといいですか。

阿 部 委 員 長 はい、阿部委員。

議 長 先ほどの農家創設で、二つの方は説明や資料があるんだけど、●●さんの関係では、農家創設の説明の資料はないんですか。

農家創設は既に南部調査会で済んでいまして、今回のだと、法人者のみなんです。個人の農家創設は、各地区調査会でそれぞれ済んで、そこでもって結論出しています。そういう理解しています。

阿 部 委 員 長 じゃあ、いいです。

阿 部 委 員 長 よろしいですか。

阿 部 委 員 長 はい。部会でね。

阿 部 委 員 長 はい。他はございますか、ご意見。よろしいですかね。それでは、議案の第42号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積計画等促進計画(機構配分)の決定についてを議題にします。農業政策課の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第

相澤主事 11項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についてご説明いたします。本計画は既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を担い手に貸し付ける計画になります。それでは、調査会で差し替えました議案第43号の109ページをご覧ください。

今回、機構配分を受ける方は11名で、賃貸借及び使用貸借により198,509.46㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

110ページをご覧ください。番号1は、●●さんが大岡甲地区で水稲を栽培する計画。番号2は、●●さんが富竹地区で水稲を栽培する計画。110ページと111ページの番号3、●●さんが、富竹、大町、稲里町田牧、稲里町下氷鉤、川中島町今井、小島田町、川中島町御厨地区で水稲を栽培する計画です。番号4は、株式会社●●が若穂川田地区で野菜を栽培する計画です。番号5は、●●さんが北長池区で水稲を栽培する計画。番号6は、●●さんが篠ノ井二ツ柳地区で花き全般を栽培する計画。番号7は、●●さんが川中島町御厨地区で水稲を栽培する計画。111ページと112ページの番号8は、●●さんが若穂綿内地区の基盤整備事業で、果樹全般を栽培する計画。番号9は●●さんが篠ノ井塩崎地区でブドウを栽培する計画。112ページから118ページの番号10は、株式会社●●が篠ノ井塩崎、二ツ柳、石川地区で野菜を栽培する計画。118ページから123ページの番号11は、株式会社●●が若穂牛島、川田、綿内地区で麦、ブドウ、野菜、水稲を栽培する計画になります。説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 ただ今、農業政策課の説明がございました。それでは、地区調査会長から、検討結果について意見と報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、2番、3番及び5番お願いいたします。

善財地区調査会長 110ページ2番、3番、5番、それぞれ要件を満たしております。問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして、中部地区調査会長から、3番及び7番お願いします。

北村地区調査会長 3番と7番ですけれども、相続によって、3番のほうは父親から子どもに変更ということになります。7番も、同じく相続によって、夫から妻に変更ということになりまして、いずれも原案どおり決定することで問題がないというふうに判断しました。

議長 長 続きまして、南部地区調査会長から、1番、6番、9番及び10番についてお願いします。

小林地区調査会長 1番につきましては、大岡の●●さんになります。それから。

議 長 6 番ですね。6 番。111 ページです。

小林地区調査会長 1 番、●●さん、これは、問題ございません。

議 長 はい。

小林地区調査会長 あとは。

議 長 6 番ですね。

小林地区調査会長 6 番。6 番、二ツ柳の●●さんですね。

議 長 はい。

小林地区調査会長 ●●さん。こちらも。

議 長 9 番。

小林地区調査会長 9 番は、農家創設された●●さん。

議 長 そう。

小林地区調査会長 はい、問題ございません。

議 長 10 番。

小林地区調査会長 10 番は、●●さんですね。

議 長 そうですね。

小林地区調査会長 ええ。こちらも問題ありません。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、4 番、8 番、11 番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。調査会当日、担当員さんから詳細は確認しました。いずれも問題ないと判断したということで決定しました。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 43 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。よって、議案第 43 号は原案のとおり決定いたしました。すいません。2 時間になるんですけど、もうちょっと我慢してください。お願いします。

議 長 続きまして、議案第 44 号 農振除外等に関わる意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 議案第 44 号 農振除外等に係る意見聴取についてご説明申し上げます。別冊の 2 をご覧ください。おめくりいただいて、1 ページに軽微変更案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、軽微変更 2 件です。

高澤主査 それでは、資料の 2 ページをご覧ください。軽微変更番号 1 で

す。申し出地は平柴字沢田●●で、地目は畑、軽微変更面積は、498 m<sup>2</sup>のうち26.7 m<sup>2</sup>。関係する土地改良区はなく、土地改良事業等の実施はありません。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため、転用見込みあり。開発許可不要となっています。除外5要件ですが、①から④までは条件を満たしていることを確認しております。⑤については、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8年未経過の条件を満たす必要がないため、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者の●●氏は、平柴で野菜を中心に4,403 m<sup>2</sup>ほど耕作しておりまして、耕作地に近い申出地において、農機具等を保管するために農業用倉庫を建設し、利用しています。今回は、農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、あらためて申し出がありました。

3ページ、ご覧ください。こちら、申出地位置図になっております。4ページが配置図、5ページに求積図、7から8ページに現況の写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。軽微変更番号1の説明については以上です。

続きまして、9ページをお願いします。軽微変更番号2です。申出地は大岡乙●●で、地目は田。軽微変更面積は2,352 m<sup>2</sup>のうち20.032 m<sup>2</sup>。関係する土地改良区はなく、土地改良事業等の実施はありません。農地法は農用地区域内農地における農業用施設のため、転用見込みあり。開発許可は都市計画区域以外のため、許可不要となっています。除外5要件ですが、①から④までは、要件を満たしていることを確認しております。⑤については先ほどと同様、要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者の●●氏は、大岡地区で8,465 m<sup>2</sup>ほど耕作しており、農振地域の農業維持に必要なコンバインを購入し、保管するために農業機械倉庫を建設するために、申し出たものです。

10ページに申出地位置図、11から12ページが配置図、立面図、13ページに求積図、14ページには、現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。軽微変更について、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長 ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、番号1について、西部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。次に、番号2については、南部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。それでは、まず西部地区調査会長、よろしく願いします。

和田地区調査会長

1番につきまして、平柴の案件ですけれども、おじいさんから孫

に所有権移転した事案でありまして、そのときに、倉庫が建っていることが分かりまして、今回、是正する事案でありますので、やむを得ないということで、今回、認めるってということになりました。よろしくお願ひします。

議 長 それでは続きまして、番号2、南部地区調査会長、お願ひします。

小林地区調査会長 ●●さん、大岡にお住まいということで、このたびコンバインを購入するに当たりまして、それは倉庫が必要ということで、ご自分の農地の所にコンバイン用の倉庫を建てるっていう案件です。特にスペース的にも2アール未満ということもありますので、許可相当ということで判断いたしました。

議 長 これより質疑に入ります、ただ今の農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 それではないようでございますので、採決に入ります。議案第44号の軽微変更案件について、変更が相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、議案第44号は変更が相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第45号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第45号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法等の議案本冊になりますが、13ページをご覧いただきたいと思ひます。番号1番から27ページの340番まででございます。非農地決定についてでございますけれども、農地利用状況調査で山林・原野と判定されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局へ届き、総会で非農地決定を決議いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で、農業委員会の農地台帳へも非農地として反映をさせます。また、農地所有者は送付されました非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更の登記を行うことができます。

27ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定いただくものは、山林が156筆で、面積が71,798.50㎡、原野が184筆で、面積は85,287.22㎡。合計で340筆、157,085.72㎡でございます。多くは、3月に対象者でございます芋井地区、大岡地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとまっ

て申請があったものでございます。ご審議のほど、よろしく  
お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。  
議 長 発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 45  
議 長 号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よ  
議 長 って、議案第 45 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に  
よる届出について、報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定  
による届出について、及び報告第 13 号 農地法第 4 条の規定に  
よる農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局から説  
明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につ  
いて、ご説明を申し上げます。29 ページをご覧くださいと思  
います。番号 1 番から 31 ページ 11 番までの 11 件です。農地を  
農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街  
化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいとい  
うこととなっております。4 条の転用届出になります。自己転用、  
いわゆる農地の権利移転を伴わない転用になります。いずれも市  
街化区域内の農地の届出でございまして、内容につきましては記  
載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務  
局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出につ  
きまして、ご報告申し上げます。33 ページをご覧くださいと思  
います。番号 1 番から 36 ページの 15 番までの 15 件でござい  
ます。同じく市街化区域内の届出でございまして、5 条の転用で、  
農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては、  
記載のとおりとなっております。書類等特に問題はなく、事務局  
長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

報告第 13 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール  
未満）の届出につきまして、ご報告申し上げます。37 ページを  
ご覧くださいと思います。番号 1 番から 4 番までの 4 件でござ  
います。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要す  
る敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は、4 条許可  
が不要で農業委員会へ届出を提出していただいております。内容  
につきましては、記載のとおりとなっております。書類等に問題  
はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報

告申し上げます。以上、報告案件3件につきまして、ご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第11号、第12号及び第13号について説明がありました。発言のある方は、挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 質問等ございませんので、報告案件でございますのでご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。農地法関係につきまして、全て審議が終わりました。ただ今3時40分でございます。まだ、議題等ございますので。とはいいませても、ちょっと長続きしましたので、いったん休憩入ります。すいませんけども、室内の時計で15時50分に再開をしたいというふうに思います。暫時、休憩に入ります。

【休憩】

議 長 それでは続きまして、議案第46号 地域計画についてを議題といたします。それでは、農業政策課さんから本案件の説明をお願いいたします。

農業政策課 神田課長補佐 農業政策課の神田と申します。本日はよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。地域計画につきましては、人・農地プランを作ったときと同じ33地区において、今後、各地域で協議の場を開催させていただきたいと考えております。そこで、この協議の場開催に向けての進め方につきまして、本日、農業政策課のほうから、市の考えを述べさせていただきまして、ご議論していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、担当のほうからご説明させていただきます。

農業政策課 小林係長 農業政策課の小林と申します。着座で説明させていただきます。

今回、総会においてお願いしたいことが1枚目に記載してあります。協議の場において話し合いの参加者として誰を呼ぶかということですが、やはり一律に、参加者を決められないため、農業委員さんと個別に相談をさせていただきながら、地域の実情に応じて参加者を決めていくことを考えております。例としまして、1、2、3、4と示させていただいておりますけれども、中心経営体に参加を呼びかけることを基本と考えています。先日、住民自治協議会の理事会にも出席しまして、住民自治協議会の方にも参加要請がある場合もあり、その際はご協力をお願いしますということは、こちらからも話をさせていただいております。

次に、住民の周知の方法ですが、本来であれば農業者に全て来ていただいて、お話し合いっていうことができればいいんですが、それが難しいので、話し合いの開始前後を目途に、回覧等に

より周知をしたいと考えております。周知の内容は、地域農業の将来の在り方を明らかにした地域計画を地域農業者と協議で決めていくこと。地域農業者全てを集めて協議することはできないため、地域を代表し、中心経営体等により協議する。協議結果は、今後、公表する。そういったことを回覧等で周知したいと考えています。

今日、一番お願いしたいことですが、市内 33 地区全部同時に進められればいいんですが、なかなかそうもいかないなので、地区調査会 5 地区の中から各々最低 1 地区、モデル地区を決めていただき、先行して協議を進めていきたいということです。こちらも手探りのところもありますので、モデル地区をやっている中で何か修正点があれば、それを改善しながらよりよい会議の方法っていうのを模索していった上で、各地区に広げていきたいと考えています。

次は、資料の 1-2 になります。これ以降 1-3、1-4、1-5、1-6 と続きますが、実際に地区の話し合いで使用する資料のイメージです。

まず、次第ですが、開会ということであいさつを農業委員さんをお願いしたいと思います。話し合いの事項としまして、(1)～(5)とありますが、これまでの経過、地域計画についての説明としまして、その次の資料 1-3 を使用します。この資料は、3 月 3 日の研修会でも、農業委員さんに対し説明させていただいたものをもう少し対外的に分かりやすくまとめ直させてもらったものになります。

資料 1-3 の補完資料としまして資料 1-4 を使用します。こちらですが、地区の現状ということで、データの資料になってございます。なぜ今地域計画を作成する必要があるのかという根拠として、このような資料を作成させていただきました。

こちらは農林業センサスからのデータになっていますが、長野県と長野市の担い手の現状ということでいいますと、やはり、どちらも 75 歳以上は多くて 40 歳未満は少ないんですが、状況とすると、長野市のほうが 75 歳以上が 45.3 パーセントということで、より長野県よりも高齢化が進んでいる。40 歳未満の就農者っていうのが逆に言うと 2 パーセントしかないんで、若手のほうもないという、そういう現状が見て取れるかなと思っております。

裏面ですが、長野市の地区別のデータになります。上の図が農業従事者の平均年齢です。地域差は多少ありますが、主に 70 歳前後になってございます。その下、地区別の荒廃農地率ですが、こちらがすごく地域性が出ていると思います。中山間地のほうが

荒廃農地率がだいぶ高く危機的な状況ということが、データの的にも示されているのと思います。長野市においても、担い手不足であったりとか農地の集約化が喫緊の課題というような話をさせていただこうかと思っています。

最後のエクセルの表になりますけれども、こちらのほうは地域計画の地区割りになっております、33地区に分かれて地域計画を作成しますが、その33地区の中心経営体の数と認定農業者の数を示した資料です。

この後、実質化された人・農地プランと地域計画の2種類の資料について説明します。こちら、実際の信更地区のものを例として使用しています。資料1-5が実質化された人・農地プランで、資料1-6が今回、作っていかねばならない地域計画となっています。

人・農地プランと地域計画は、記載事項が共通している部分がございます。仮にそれを地域計画に入れたものが資料1-6です。その中で、黄色の項目及び赤字について、今回新たに話し合いの中で決めていかねばならない事項です。

大きなところでいいますと、資料1-6、1ページ目の一番下のところですが、地域の農業の将来の在り方ということで、作物の生産や栽培方法については、必須記載事項になっています。裏面にいきまして、農地集積の目標や方針について話し合っていくこととなります。

3ページ目の任意の記載事項には地域の課題等が記載されていますが、この項目は、人・農地プランのときにも話し合っています。まず、人・農地プランのものを記載し、今回の話し合いで時点修正していく、そんな形で進めさせていただきたいと思っております。

次ですが、次第(2)現況地図についてですが、地図で地区の現状を確認し、目標地図素案をどうまとめていくかを話したいと考えております。その後、意見交換をし、閉会との流れでいきたいと思っております。現況地図については、総会后、皆さんに見ていただこうと考えていますので、よろしく申し上げます。

議 長  
農 業 政 策 課  
小 林 係 長  
議 長  
農 業 政 策 課  
神 田 課 長 補 佐

以上ですか。

はい。

神田補佐、補足なんかは大丈夫ですか。

お示しさせていただきました資料の補足ですけれども、この黄色に塗られてる資料1-6を計画として策定せねばならぬというところがございます。先ほど担当からもお話ありましたとおり、まず、人・農地プランを令和2年度のところで作ったばかりという

こともございますので、その計画を生かしながら、地域計画を円滑に作っていかうかなという考えであります。だからといって、もうこれでいいんだというわけではなくて、地域によって、あのときから状況も変わっているんで、もう少し突っ込んで話し合っておいたほうがいいんじゃないかというようなことであれば、そのようにしていただいて、将来の地域のためによりよい地域計画にしていただければなというふうにも思っております。

ただ、もう一点、根本的なことですがけれども、とにかく令和6年度末までに策定せねばならぬのですけれども、その後も、皆さんの話し合いによってブラッシュアップといいますか、よりよい計画にどんどん作り変えていただけていくことが可能になっておりますので、まずは期限までに、円滑にこの地域計画を策定させていただければなというふうにも思っておりますので、ご協力をお願いできればなと思っております。ちょっと補足させていただきました。

議 長 今、農業政策課のほうで、現在、計画をしております地域計画の、それぞれ導入についての具体的な説明を受けましたけども、ご質問をまず受けたいと思いますけども、今の資料説明の中でのご質問はいかがでしょうか。

ちょっといいですか。私のほうから。実質化された人・農地プランの資料についてですけど、地域計画の地区の話し合い資料1-5ですね。このうち対象地区の現状ということで、③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計という。この70歳というのが、これはいわゆる国で決められた一つの数字なのか、それとも、これは例えば長野市だったら、いや、70なんてまだ青年だよと。70歳なんか農業においては青年だから、年齢をもっと上げたらどうかとかいうような、地区での考え方によって、年齢を変えてもいいのかどうか。これが一つ。

それから、そのうち後継者について不在の農業者の耕作面積なんて書いてあるけど、不在っていうのは、いや、今、言われても、そんなのは全く思い付かないということなのか、それとも、この地域計画の中では完全に、不在というふうに言い切っているよね？この資料1-6のほうでは。

農 業 政 策 課  
小 林 係 長  
議 長

はい。

この辺のニュアンスってのは、どう違うのかっていうことを教えてほしいんですけど。

農 業 政 策 課  
小 林 係 長

ご指摘いただいた70歳以上の農地面積部分ですが、国では実質化された人・農地プランと同様の項目としています。ですので、人・農地プランのアンケートでまとめたものは、そのまま移行で

きると市では考えています。

農業政策課 人・農地のプランのアンケートにおいて 70 歳以上で区分けを  
神田課長補佐 していたというようなことになります。

議 長 70 歳以上といたら、長野市全部と言っていることだよな。これ見たら、平均年齢が七十幾つだもん。そしたら、今の中で、いわゆる後継者がいなくなったら、全て 10 年後、もうみんな真っ赤っかってことだよ。

農業政策課 なり得る可能性もありますので、地域計画を策定する理念として  
神田課長補佐 では、真っ赤にならないように、他のどなたか、担い手をこの地図  
議 長 図上で表しなさいというようなことにはなっております。

あと、もう一つ、この地域計画の中で、もう、農地としても対応できないと。山へ返そうと、自然に。そういう所も結構あると思うんですよ、現実。それはこの黄色い中で、項目としてはないの？要は、緩衝地帯とするのか、原野に戻そうとかかっていう面積ってないの？これは、だけど、中山間地に行きやあどンドン出ると思うよ。村の半分ぐらいは山へ返したら？というふうになると思うよ、俺。現実。

農業政策課 国の様式としてはこのとおりでございますけども、ただ、いわ  
神田課長補佐 ゆる目標地図のほうで、例えば話し合いの中で、エリアをこう切  
議 長 っつて、この山のエリアなので、自然に返すようなことも必要かな  
というようなことを話し合っつてというか、地図に分かるような形で表示していくのも、一つのケースかなと思います。

特に、今回の基本的な考え方としては、守るべき農地とそうでない所をある程度、はっきりさせようというのも一つ、大きなターゲットなんだよな？

農業政策課 そうですね。

神田課長補佐 議 長 そうすると、今から、もうここの地域は人もいねえんだから、例えば非農地だとか原野とか山だとか、そういうところも積極的に設定するということも項目として挙げといてもらえば、ある程度、地区としてもやりやすいんじゃないかと思うんですよ。

農業政策課 そうですね。この辺、過去に地域の現状と課題というように  
神田課長補佐 ころもございまして、この辺りで、何々地区については、実際には農業の存続が厳しいというようなことを入れ込んでいただくのは可能かなと思います。中心的に、今後、農業もしっかり維持していきたいというところについては、地図上でしっかり目標立てていくというような感じになるのかなというふうに思っています。

議 長 その辺、じゃあ、これからもう少し弾力的に。この辺は表現の

仕方だと思うので、いずれにしても、その辺もクリアしていくと。

農 業 政 策 課  
神 田 課 長 補 佐  
宮 崎 委 員 長  
議 員  
宮 崎 委 員

そうですね。

会長、一ついいですか。

はい、どうぞ。

今スポーツ業界を支えている若い人たちが引退した後、農業をやりたいって人が増えてきて、要は、中山間地まで、市内に住んでも車で大体 30 分ぐらいで来れる。それで、スポーツを終わった後の若い人たちに、農業をやって、販売戦略も含めてやる人が今、何人もいますよ。ボブスレーやリュージュやった人だとかね。そういう中で、バスケットもそうだし、野球もそうだし、引退してからやるのがなくて困っている人たちがいて、そういう人たちに農業も一緒になって、経営的な農業をうちでやりませんかって組織をつくりたいって言う人たちもいますよ。そういう部分を取り込んで、中山間地を。だから、逆に言うと、市内に住んでいても、通ったって 30 分なんです、せいぜい。車でね。そういう仕組み作りができないのかなと。この間、相談を受けたんですけども、それ、販売先もある程度しっかりつくってやると、年間の売上高が出てくるじゃないですか。そうすると、年間雇用ができるわけですよ。そうすると、通年、地域に住んでくれる人たちが増えてくる。特に今、スポーツ界も、終わった後やるのがないんですよ。どこへ行っていいかも分からない。そういう人たちを取り込むような仕掛け作り。だから、人・農地プランを作るなんて、その人って部分で、もう 75 歳の人をターゲットにしても駄目なんだよ。若い人をターゲットにした、そういう新しい農業政策とか考え方とか、今やっている人たちの意見を聞くってのが大事だと思う。今、現実でやってるからね。若い人が。それをもう少し、門戸を広げて話を聞いてみるっていう場づくりも、できたらつくってもらえれば、ありがたいと思うんですよ。そうすると、家族も住むんで、市内に。それで、山手だっでできるわけですよ。今言った山へ返しちゃうんじゃないで、あるのを、逆に言えばもう使わねえんだから、おまえら使ってくれやというふうにしてやれば、機会もあるじゃないですか。そういうのを共有してやるような仕掛け作りとかね。これから 75 歳の人に頼むんじゃないで、若い人に頼むっていう、そういう仕掛け作りをぜひ考えてもらえないですか。もしあれだったら、俺、紹介するからさ。聞いてくんない？

農 業 政 策 課  
神 田 課 長 補 佐

そうですね。新たな担い手の方に入ってもらえないと、非常に、特に中山間地、厳しい状況ですので、ぜひともご紹介いただければ。

議 官 崎 委 員 長  
 議 官 長  
 北村地区調査会長

農 業 政 策 課  
 神 田 課 長 補 佐  
 北村地区調査会長  
 議 官 長  
 北村地区調査会長  
 農 業 政 策 課  
 神 田 課 長 補 佐  
 北村地区調査会長  
 農 業 政 策 課  
 小 林  
 北村地区調査会長

農 業 政 策 課  
 神 田 課 長 補 佐  
 北村地区調査会長

農 業 政 策 課  
 神 田 課 長 補 佐  
 議 官 長

久 保 田 委 員

ご提言ということで。  
 そのことも、いろいろあちこちで聞かれてるんで。  
 分かりました。説明、なんか。はい、北村さん。  
 提案ですけども、いいですかね。これ、長野市の担い手って  
 うか年齢別基幹的農業者のグラフがありますよね？資料 1-4 に。  
 ええ。  
 これは 33 地区ではできませんかね。  
 33 地区版ね。行政区分ね。  
 そうです。  
 平均年齢がですね、2 ページ目なんですけど。  
 このほうが細かいよね。  
 長野県長野市。それをさらに地区ごとにできないかって話です  
 よね？  
 平均年齢があるよね。てことは、やろうと思えばできるんかな  
 と思ってね。大変かもしれないけど。  
 これ、農林業センサスが元手になっておりまして、農林業セン  
 サスのほうに、次のページの地区割りで出れば可能でございま  
 すので、ちょっと調べさせてください。  
 さっきの話し合いをやれっていう地区であれば、非常に説得力  
 ある、いい資料になるんですけど。  
 もう一つ付け加えますと、例えば 10 年後でしょ？だから、85  
 歳をリタイアとするときのシミュレーション。大体、年間、長野  
 市で何人入ってくるからってということで、例えば、ここにプラス  
 アルファの人を入れると、不足人数っていうかマイナスに出ます  
 よね。減る人数が。そうすると、生産性がアップしなければ回ら  
 ないんだと、もう。そういう議論をするためには、そういうシミ  
 ュレーションも、もしできるのであれば考えてみて。  
 分かりました。  
 他、どうですか、ご質問。皆さんがた、この形でもってそれぞ  
 れ地域に入っていていただいて自分のところの。はい、どうぞ。久保  
 田さん。  
 これ、すごい大変なことだと思うんですけども、どんな進め方  
 で、アンケートとかも最初はやって、それで、その後、話し合い  
 っていうような形に持っていくのか、どんな形にするのか。それ  
 と、これ、主体は行政のほうで、呼び掛けとかそういったことは  
 やっていただけるのかどうなのか。農業委員にいきなり全てやれ  
 と言われても、とつても大変過ぎて無理じゃないかなと思うんで

すけども、どうですかね。

農業政策課 神田課長補佐 アンケートのほうは、先ほど申し上げましたとおり、人・農地プランにおいて、アンケートを採ってこのような形にまとめておりますので、これを今回、活かしていくという方針でおります。

久保田委員 もう、じゃあ、アンケートはあるということでもいいですか。

農業政策課 神田課長補佐 そうですね。あるものを使いたいと。あと、呼び掛けのほうなんですけれども、最初にご説明いたしました1-1の資料ですね。基本は中心経営体に参加を呼び掛けたらどうかというところなんですけれども、実際は地区の実情がございまして、まず各地区の農業委員さんとコンタクトをとらせていただいて、どういう方々を呼ぶのか決めたいと思います。どういう方々を呼ぶのか決まりましたら、基本的には呼び掛けは市のほうで、できる部分はやらせていただいて。例えば、地区のほうで農村RMOをやってらっしゃるところも呼びたいというような場合は、市のほうからなかなか名簿は分かりませんので、地区のほうで独自に呼び掛けていただくとか。できる範囲で役割分担しながら、やっていければなと思っております。

議 長 他、いかがですか。一番大事な中心経営体に参加を呼び掛けるところで、JAさん、入っていないのは？

農業政策課 神田課長補佐 JAもですね。

議 長 これ、JAさん入れなかったら、JA抜きでは考えられないのが基本的なスタンスだと思うんだけどな。中心経営体プラス認定農業者プラスJA理事とかJAの支所長とか、そういった方が入ってもらはずじゃないの？これ。

農業政策課 神田課長補佐 資料1-1はあくまでも地域農業者の参加者の記載です。資料1-3にJAの記載があります。

議 長 1-3に入っているんだな？

農業政策課 神田課長補佐 スライドの4が、地域計画策定おいての地区での話し合いということで、話し合いの参加者にいますね。農業者の方は今、申し上げたとおりで、この中に農業委員さんですとか最適化推進委員さん、農協、農業公社、それから、県の農業農村支援センター、長野市、あと、場合によっては、土地改良区等の関係機関も入ってお話し合いをしていくというふうに思っておりますので、当然、JAも入ってきます。

議 長 そうだよ。これはあくまでも、だから、協議の場の参加者ってのは、地域農業者の方の具体的な、いわゆる層別にすればこうなるだろうというイメージでいいんだよね？

農業政策課 神田課長補佐 そうですね。関係機関は当然、話し合いに入っていくと。

議 長 長 長 そういうことだよな？

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 はい。

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 分かりました。それだったら、それは理解できます。よろしい  
ですかね。他にどうですか。

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 まずは来月の地区調査会で、5地区あるうち、それぞれ1カ所、  
2カ所、農業政策課も会議のほうにまた出席させていただきます  
ので、モデルとして始めさせていただけるところの選定をお願い  
したいというふうに思っておりますので、その辺のところ、よろ  
しくご協力いただけたらと思います。

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 調査会長、腹を決めてもらって。自分のとこがだめだったらど  
こかにお願いをして、宣伝してもらうだね。でも、中には、いや、  
俺のとこでやってみてえなど、先に。そういうところあったら、  
そこは別に一つとは限らないでいいんだよな？

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 一つとは限らないです。

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 積極的に先行してもらっても構わないですよ。いや、この程度  
だったら俺はやるよというのあればね。とにかく農業政策課さん  
とタッグ組んで動いたらいいと思います。だから、基本的には、  
各調査会でもって一つ選んでもらうと。どうしようもなければ、  
調査会長が責任持ってやってもらおうということで、どうですか  
かね。調査会長、いいかね。快い返事を。じゃあ、快い返事いた  
きましたんで、とにかく先行で、各調査会で最低1チームはつく  
るといって、まず、持って帰って。じゃあ、あと、すいません。  
時間もあれなんで。現況地図、それから。どうしますか。いった  
んこれで切って？

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 はい。

農 業 政 策 課 長  
神 田 課 長 補 佐 議 長 そうですね。じゃあ、すいません。農業政策課さん、ちよつと  
待ってください。総会としていったん切りますんで。切ってから  
説明に入りますので。

地域計画についての説明は、いったんここで中断いたしまし  
て、皆さまがたから議題として、ご意見・ご提案ございますか、  
何か。特によろしいですか。

近藤地区調査会長 長 ちよつと質問。追加でいいですか。地域計画の。地区割りの関  
係なんですけども。

議 長 地区割り。

近藤地区調査会長 長 はい。例えば 19、20 で松代の地域が分かれておるんですが、  
これをこの 19 なら 19、松代町松代から清野までで一つの地域計  
画っていうことになるんですかね。それとも、その区域の中で、

複数の地域単位の計画みたいなのが。

農業政策課 松代ですと、19、20、21の3地区において、地域計画を作ると  
神田課長補佐 いうようなことをご理解いただければと思います。

近藤地区調査会長 同じ割り振りの中でもだいぶ状況が違う区域が一緒になって  
いるんですけども、それはもう一本化でそれを作るという。

農業政策課 そうですね。その一本化した計画の中でも、例えば、松代のこ  
神田課長補佐 の地区のここでは将来こうしていきたい、この地区では将来こう  
していきたいというように、分けて地区課題を書いていただくの  
も一つの方法だと思いますので、地区割りの際にはこれをお願いで  
きればと思います。

近藤地区調査会長 今後の話し合いとかそういったことも全てこの単位で進めて  
いく。

農業政策課 そうですね。それは原則的なのですけれども、状況を見ながら  
神田課長補佐 ですけども、例えば可能ならば、一つの計画は松代で、ここで作  
るのですけれども、じゃあ、話し合いは分けて行うかというよう  
なこともできなくはないかと思しますので、ちょっとその状況に  
応じてまた個別にやらさせていただければと思います。ただ、  
現実には、市及び関係機関の人手の問題もありまして、細分化し  
てできれば理想的なんですけども、なかなか難しい部分もあると  
いうことをご理解いただければと思います。

近藤地区調査会長 はい、すいません。ありがとうございます。

議長 分かりました。それでは、すいません。今、話し合いをした地  
域計画の内容で、農業政策課さんからご提示いただいた内容・方  
法で、農業委員会として、これでやってこうという確認をちょっ  
としたいなというふうに思います。そんなことで、ただ今の地域  
計画の策定案について、この内容で今後進めるということをご理  
解を示していただく方については、挙手をお願いしたいんですけ  
ど、よろしいですか。いかかですか。みんな、渋々手、挙げてま  
すね。じゃあ、そういうことで、取りあえず、今。基本的な方針  
を決めていただいて、確認取りましたんで、この内容で進めてい  
きたいというふうに思ってますので、よろしく願いいたします。

農業政策課 お願いいたします。ありがとうございます。

神田課長補佐 それでは、慎重に審議いただきましてありがとうございます  
議長 ました。本日の協議事項については全て終了いたしましたので、議長  
を退任させていただきます。ご協力いただきまして、ありがとう  
ございました。じゃあ、曾根さん、お願いします。

曾根会長代理 青木会長、ご苦労さまでした。以上で本日の議事は終了となり  
ました。最後に事務局から連絡事項ありましたらお願いします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。私から3点ご説明させていただきたいと思ひます。本日お手元にお配りしました、ホチキス留めの右肩のところに第4回総会その他資料。表題につきましては、霜に伴う農作物の被害状況について。こちらのホチキス留めの資料をご覧いただきたいと思ひます。

本件につきましては、先ほどから会長からお話がありましたとおり、霜と雹の被害がございました。その報告が、まず1ページ目のところ、北部地区調査会から。被害地域としましては豊野地区、そして、長沼地区。詳細につきましては、3ページから6ページ、このような形で、長野農業農村支援センターのほうで被害状況の取りまとめをしていただいたものを参考資料として載せてございます。1ページ開いていただいた2ページ目につきましては、東部地区調査会からの被害報告ということで、こちらは5月15日の雹害ですね。このような被害があったという報告を受けてございます。霜、雹ともに、今後、新たに被害を確認していかなければいけない内容になってございますので、今後の取り扱いにつきましては、これから出てくる被害総額等を見守りながら、対応方法についても検討していきたいと思ひますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

続きまして、一緒にお配りしましたA4の裏表1枚の紙でございます。雇用就農資金のちらしでございます。こちらも補助事業でございまして、実施主体は全国農業会議所が実施している補助事業です。内容に当たりましては、裏のほうにございますが、2行目のところです。農業法人等の要件ってということで、農業法人あるいは農家が人を雇った場合の補助事業という形になっております。こちらのほう、今回は農業委員さんのほうにこのちらしを配布しまして、推進委員の皆さまには、6月の地区調査会でこのちらしを配って周知を図っていきたくと思ひます。募集期間等の制限等がありますので、もしお近くでこういうこと対象となるなというようなところがありましたら、この事業についてご説明をしていただければと思ひます。

最後になりますけれども、今後の総会の日程等について説明させていただきます。資料の次第、一番表のところをご覧いただきたいと思ひます。次第の表の下のところですね。今後の日程ってところでございますけれども、第5回の総会につきましては、6月30日の金曜日、午後1時半から午後3時30分を予定しております。会場につきましては、会議室141。皆さま、初めてになります。第1庁舎の4階にございます。そちらのほうになりますので、場所をお間違えなきようお願ひいたします。さらに、裏のほうを見ていただきますと、3番のところに今後の会議の日

程一覧が載っております。今回、新しく載っているのは、8番の第6回総会でございます。7月31日の月曜日ですね。1時半から3時30分。会議室203、こちらの会場でございます。こちらを予定しておりますので、皆さまお忙しいところ大変恐縮ですが、予定を入れておいていただきますよう、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理      ありがとうございます。以上をもちまして、第4回総会を終了とします。